平成２２年度指定管理者制度運用の手引き

平成 22 年 7 月 1 日

1　指定管理者制度の概要

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正（同 9 月 2 日施行）により、公の施設の管理について「指定管理者制度」が創設された。（地方自治法第 244 条の 2）

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置付けられ、その目的は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の軽減等を図ること」であるとされている。（H15.7.17 総務省通知）

公の施設の管理受託者は公共団体、公共的団体及び市の出資する法人に限定されていたが、民間事業者やＮＰＯ、その他の団体も含めて管理を代行することができるようになった。（詳細　下表）

	管理委託制度（改正前）	指定管理制度（改正後）
管理運営の主体	【管理受託者】 ・公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定 ・相手方を条例で規定	【指定管理者】 ・民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。除　個人） ・議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	・施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う ・施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限付与は不可）	・施設の管理権限を指定管理者に委任（含　使用許可権限） ・地方自治体は、管理権限の行使自体は行わず、設置者の責任を果たす立場から、必要に応じて指示等を行う（指示に従わない場合は指定の取消等を行うことができる）
条例で規定すべき事項	・委託の条件、相手方等	・指定の手続 ・指定管理者が行う管理の基準 ・業務の範囲 その他必要な事項
法的性質	・私法上の契約による委託	・行政処分として管理者を指定

2　公の施設とは

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため、普通地方公共団体が設置する施設。（地方自治法第 244 条第 1 項）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※公の施設の 5 要件

○住民の利用に供するためのもの

庁舎や試験研究機関等の本来的機能が住民の利用を予定しない施設は、公の施設ではないと解釈されます。

○「当該地方公共団体」の住民の利用に供するためのもの

物品陳列所等の当該地方公共団体の住民の利用に供しない施設は、公の施設ではないと解釈されます。

○住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの

留置場等の社会公共秩序を維持するために設けられる施設は、公の施設ではないと解釈されます。

○「地方公共団体」が設けるもの

地方公共団体以外の者が設置する施設は公の施設ではありません。なお、この場合の設置とは必ずしも所有権を取得する必要はなく、賃借権、使用貸借権等によって施設を住民に利用させる権原を取得した場合においても、当該施設を公の施設とすることができます。

○「施設」であること

物的施設を中心とする概念であり、人的サービスはその要素ではありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3　指定管理者制度導入の目的

公の施設に対する多様化する市民ニーズに応えるため、管理運営に民間団体等の持つ技術やノウハウを活用しつつ、総合的な観点から施設の目的を最大限に発揮できるような管理運営を行い、「市民サービスの向上」と「経費の節減等（効率的な活用）」を図ることを目的とし導入された。

4　指定管理者制度の評価と再指定の在り方

新居浜市では平成 16 年度にくすのき園、平成 18 年度から総合福祉センター等の 36 施設、平成 21 年度から斎場の合計 38 施設について指定管理者制度を導入している。指定管理制度が導入されてから 6 年が経過しており、指定管理者の選定方法、指定管理者の実施した業務のモニタリング、利用者の満足度調査

の検証、現場への反映、指定管理者制度導入による効果の測定など、その運用状況について評価、見直しを行う時期にきている。

平成 23 年 3 月末で指定期間が終了する施設について、平成 23 年度からの再指定に向けて、各施設の担当課は、これまでの実績の検証を再指定後の業務の改善に生かし、市民サービスの質の更なる向上に向けて検討をしていく必要がある。

また、平成 20 年 7 月 1 日の庁議で市長から指示があった利用時間区分の見直しや利用者の満足度調査の結果、監査の指摘事項等を次期の再指定に反映させる事についても、次回の仕様書等に追加する等、再度具体的に検討する必要がある。

5　PDCA サイクルのイメージ

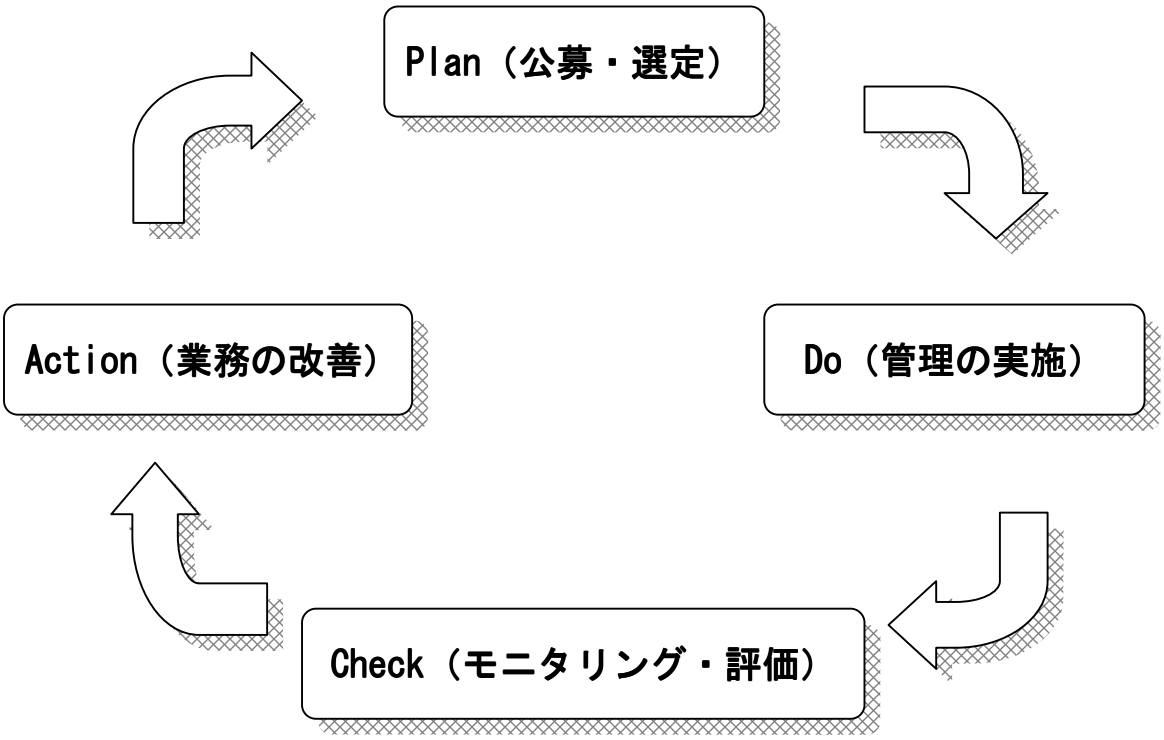

モニタリング：指定管理者が定められた水準のサービスを提供しているか、日常的、継続的に確認するもの
評価：施設の設置目的に基づき、サービス提供に対する価値判断を行うもの

平成 23 年 4 月から指定管理者制度を継続するための大まかな事務の流れ

（導入の作業スケジュールを参照）

22 年 6 月～7 月

検討項目

◆指定管理者制度を継続するかどうか。

◆継続する場合、公募か非公募か。

◆継続の場合、前回の評価はどうだったか等の検証。

各担当課で検討後、**今後の方針**を市長決裁【各課で部長までの回議後、庁議での検討を経て、総務課で一括して市長決裁。総務課提出 6 月 21 日まで（市政だより８月号原稿締切と同日）】

留意点

◆指定管理者制度の趣旨に従い、候補者の選定については**原則公募**。その専門性、継続性等の問題から非公募がふさわしいと判断する施設がある場合は、その理由付けを明確にする。市民への説明責任を果たし、公平、公正に取扱いを決定していく必要がある。

◆指定管理者の選定については、施設担当課において、前回の事業報告書の検証や満足度調査の結果等を踏まえて、十分検討し、今後の方針を決定する。

◆前回の評価等を踏まえて、仕様書等の内容もよく再確認し、次回に反映すべき点があれば反映させる。

（１）指定の手続き

指定管理者の指定は行政処分の一種であり、契約ではない。したがって、自治法第 234 条の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象とはならない。指定の手続きとしては、申請の方法や選定基準等を定めるものとし、指定の申請にあたっては複数の申請者に事業計画書を提出させるとともに、選定する際の基準として次のような事項を定め、最も適切な管理を行うことができるものを選定することが望ましい。

ア　住民の平等利用が確保されること

イ　事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

（２）指定管理者が行う管理の基準

管理の基準は、住民が当該公の施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等）を指す。

（３）業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務についてその具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで指定管理者の業務として含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定する。

（４）その他必要な事項

公の施設の目的や態様等に応じ、必要な事項を定める。

指定管理者が当該公の施設の管理を行う権限自体は、条例に基づく指定という行為によって生じるものであって、別に契約を結ぶことは不要であるが、管理の基準や業務の範囲等条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、委託料の額、委託料の支払い方法、施設内の物品の所有権の帰属等の管理業務の実施にあたっての詳細な事項については、別途協定を締結する。

（５）指定期間

指定期間については、施設で実施する事業内容に応じた適切な期間設定が必要。そのため、最終的には個々の施設の実態に合わせ定めるが、基本的には、**非公募３年、公募５年**とする。

１　導入、継続に向けての留意事項

（１）当該団体の指定理由について

審査結果だけでなく、担当課として、どう総合的に判断したのか適切な理由説明が必要。特に非公募により選定した施設においては、適切な非公募の理由説明が必要。

（２）管理経費について

管理経費は申請金額を原則尊重すべきであるが、予算制約も考えられるため、担当課において適正な運営経費を算出しておく必要がある。（年度協定）

（３）債務負担行為について

協定書に（指定期間に係る）複数年の委託費金額が盛り込まれる場合には、債務負担行為を設定する必要がある。

（４）物品の所有権について

指定管理者が購入した物品については、協定書等で特に定めがある場合を除き、指定管理者の所有となる。

（５）剰余が生じた場合の返還について

指定管理者の経営努力によりある程度の利益が生じた場合は返還させない取扱いとし、過大な剰余が生じる場合は返還させる取扱いとすることもできる。例えば、修繕費用のような臨時的経費で大幅な剰余金が生じたものは返還が必要。協定書での規定が必要。

（６）利用料金制

市が条例で定める施設の利用料金の範囲内で指定管理者が料金を定められるようにし、利用料金を自らの収入とすることで、運営に一定の自由度を与え、指定管理者の意欲やノウハウを活かし、より一層の住民サービスの向上や経費の削減ができる可能性がある。

このため、相当額の料金収入があり、サービスの向上が期待できるなど効果が認められる施設については利用料金制の導入を検討する必要がある。導入する場合は条例改正が必要となる。（今年度対象施設の中では、別子観光センター・森林公園ゆらぎの森が導入済）

（７）個人情報の保護

指定管理者制度では管理権限が委任されるため、指定管理者は市と同等に個人情報保護を図る必要がある。このため、個人情報の事故防止に関する保護措置の規定を協定に盛り込むとともに、指定管理者に対し、個人情報保護に関する具体的な体制の整備を求める必要がある。

特に平成19年度に改正した新居浜市個人情報保護条例により、正当な理由がなく、個人の秘密に関する事項が記録されたものを提供した場合等、罰則が適用される場合があることも説明する。

（８）情報の公開

指定管理者は、新居浜市情報公開条例の趣旨に則り、施設の管理に関する情報の公開について、必要な措置を講じる必要がある。

（９）苦情の対応

指定管理者が実施する業務に関し、市民からの苦情等の発生に対処する仕組みが必要。

(10) 利用者や第三者への賠償

指定管理者としての注意義務を怠ったこと等により、利用者や第三者に損害を与えた場合への備えとして、指定管理者は管理業務に対する保険加入が必要。

(11) 災害時の対応

災害時における対応として、待機、連絡体制の確保、被害の調査・報告、応急措置等が必要。

(12) 指定管理者の継続的評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の提案内容どおりに実

施されたか、それにより適切な住民サービスが提供されているかなどを継続的に評価する必要があり、担当部課において施設の特性に応じた評価方法等を検討する必要がある。

(13) 事業内容等の点検

指定管理者によるサービス水準と適正な運営の確保を確実なものとするため、事業報告書提出の他、随時に事業実施内容の点検ができるよう決めておく必要がある。

(14) 指定期間の終了

指定管理者は、指定期間終了時に、次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、施設を原状に回復する必要がある。

2　設置管理条例・規則等の再確認

前回導入時に見直しや改定を行っており、その条例や施行規則に基づいて指定されているが、再指定に際しては、内容について再度確認すること。

3　候補者の選定について

候補者の選定については、平成 17 年度は初回で、20 年度は初めての更新時期であり、時間も限られていたため、一括して候補者選定委員会を設置したが、指定管理者制度導入の本来の目的である「住民サービスの向上」「経費の節減、効率的な活用等」を図ることができる管理者を選定するためには、施設の設置目的に即し、利用者に対するサービスの向上が図られているか、利用促進への取組や施設の適切な維持管理が図られているか等は各施設が個別に選定しなければ、適切な指定管理者を選定できない懸念がある。

今後も一括して候補者選定委員会を設置する方向になるなら、各施設に最適の選定基準や利用者の声を選定に反映させる方法等について、さらに検討していく必要がある。

選定基準

○指定管理者の選定にあたっての基本的な基準

（１）住民の平等な利用が確保されること

（２）施設の設置目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること

（３）　施設の管理を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を

有すること
（４）　施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
（５）　その他施設の性質、設置目的等に応じて特に定める必要がある基準

選定方法
上記選定基準に基づき、申請団体からの事業計画書等を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請を行った法人等を指定管理予定者として選定する。

（１）　選定に際しては、外部の有識者及び施設担当委員等で構成する選定委員会を設置。
（２）　担当課は、選定基準に基づき、各施設の性質・事情等に応じた独自の具体的な選定項目（利用者サービスの向上に向けた取組、利用者の意見・要望等を反映させる仕組み、施設の目的を達成させるための専門性や技術の有無、業務を行うための適正な実施体制、緊急時の対応等）の設定を行う。その際は、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、施設の目的達成、サービスの向上や管理経費の縮減が図られることが前提であり、基準の設定や配点については十分検討する必要がある。
（３）　指定管理者の選定方法については、選定委員会で判断すべき事項であるが、選定の客観性や透明性を高める工夫が必要。
（４）　申請団体における環境への取組姿勢や就職困難者等の雇用の取組などについても配慮する。

○募集要項等の見直し
前回作成した募集要項についても現状に応じた見直しが必要

22 年 8 月
募集要項等の配布開始
・市政だより等で公募のお知らせ（8 月 2 日～9 月 1 日）
（市政だより掲載原稿は 6 月 21 日締切：総務課とりまとめ）
・ホームページから募集要項等の閲覧
・応募受付（8 月 23 日～9 月 1 日）
（指定管理者候補者選定委員会設置）

22 年 9～10 月
・経営状況診断委託（総務課とりまとめ）

・指定管理者候補者選定委員会において候補者の選定（9 月～10 月中旬）
・候補者の決定（10 月中旬頃）
・予算措置（23 年度及び指定期間）

22 年 11 月
・指定管理者の指定の議案上程準備

22 年 12 月
・ 指定管理者の指定の議案上程
（議会の議決）
・指定管理者の指定の告示
市議会において「指定管理者の指定議案」が議決されれば、手続き条例の規定に基づき、各施設所管部課において指定管理者を指定する決裁を受け、告示する。

23 年 1～3 月
・協定の締結
指定管理者の指定及び告示の手続が実施されれば、仕様書や事業計画書に基づき、指定管理者への委託費の支払いや管理の細目等について協定を締結する。
協定の締結に際して、経費を複数年度予め確定しておくことは、財政的に安定するというメリットがあるが、反面状況変化に対応できないというデメリットもある。そのため、包括的な指定期間にわたる協定と、経費の詳細などを定める単年度協定とに分けて定め、その両方の協定を締結する。

・事務の引継ぎ等

23 年 4 月～
指定管理者制度の継続

平成２２年度指定管理者制度継続の作業スケジュール

平 成 ２２ 年 度

平成２２年６～７月	①指定管理者制度継続等の検討、成果の検証、**今後の方針決定** ②各公の施設設置管理条例・同条例施行規則確認 ③候補者の選定基準等の見直し ④候補者選定委員会設置	担当課 総務課
平成２２年８月	⑤指定管理者の公募・要項配布 ・市政だより ・ホームページ等 ⑥応募受付	担当課
平成２２年９～１１月	⑦候補者選定委員会開催 ⑧候補者の決定（～１０月中旬） ⑨予算措置	担当課・総務課 担当課
平成２２年１２月議会	⑩指定管理者の指定の議案の上程 ⑪指定管理者の指定の告示	担当課・総務課
平成２３年１～３月	⑫協定の締結 ⑬事務の引継ぎ　等	担当課

平 成 ２３ 年 度

平成２３年４月１日	指定管理者制度継続	

平成22年度指定管理者総括表

H22．7　庁議資料

所管部局	施設名	担当課	現状						今後の方針				
			指定期間	公募・非公募	指定管理者	経費削減の状況		住民サービスの向上	更新の有無	指定期間	公募・非公募	利用料金制導入	その他改善点
福祉部	上部高齢者福祉センター	介護福祉課	5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	13,376,000	平成21年度実施のアンケート調査：満足度調査により、①指定管理期間中の経費削減が達成されているわけではないが、②多くの高齢者が十分な満足感を持って利用していることがうかがえる。③利用者数は、多少の増減があるものの増加傾向にある。	有	5年	公募	無	・課題としては、施設の修繕箇所が増えており、今後もこの傾向は続くものと考える。 ・利用者満足度調査に沿って事業展開をする
						H22年度	13,882,000						
						差額	506,000						
	川東高齢者福祉センター		5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	12,641,000						
						H22年度	13,725,000						
						差額	1,084,000						
	川西高齢者福祉センター		5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	13,724,000						
						H22年度	18,165,000						
						差額	4,441,000						
	中央児童センター	児童福祉課	5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	14,274,000	・直営で運営するよりも人件費などの経費削減効果があった。 ・各館2名以上の厚生指導員を配置し、専門的な活動が行われており、利用者数についても、指定管理者導入前と比べ、微増傾向にある。（新型インフルエンザが流行した平成21年度は減少）	有	5年	公募	無	・入館者アンケート等により意見や要望を把握するとともに、児童福祉関係の行政機関や団体、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置して、運営等に関する意見を徴し、管理運営に反映させるよう努めているが、今後は施設の管理運営に関して自己評価を行い、より利用しやすい児童館運営を図っていく。 ・利用料金制については、今回は導入しないこととする。
						H22年度	15,200,000						
						差額	926,000						
	川東児童センター		5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	13,077,000						
						H22年度	13,937,000						
						差額	860,000						
	瀬戸児童館		5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	12,663,000						
						H22年度	13,167,000						
						差額	504,000						
	上部児童センター		5年	公募	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	H18年度	15,042,000						
						H22年度	15,550,000						
						差額	508,000						
	（事務局）						8,062,000						
							3,617,000						
							−4,445,000						
経済部	別子観光センター	運輸観光課	2年	非公募	有限会社悠楽技	H21年度	2,898,000	・各種事業やイベント等の実施により、利用者数は増加傾向にある。 ・売上原価の削減、人件費等の経費削減に努めたことなどから、収支改善について徐々に効果を見せ始めている。	有	2年	非公募	有	経営改善により(有)悠楽技の経営状況は徐々に改善されているが、今後の改善状況によっては存続是非を判断する必要が生じてくる。新市計画で筏津山荘改築事業が予定され、事業実施の判断も必要であるが、別子山地域の人口減少による地域コミュニティ弱体化が懸念されている状況を踏まえ、有限会社悠楽技の組織のあり方を検討する予定である。
						H22年度	2,898,000						
						差額	0						
	森林公園ゆらぎの森		2年	非公募	有限会社悠楽技	H21年度	20,979,000		有	2年	非公募	有	
						H22年度	20,979,000						
						差額	0						
教育委員会	別子山ふるさと館	体育文化課	2年	非公募	有限会社悠楽技	H21年度	3,479,000	ふるさと館及びﾌﾟｰﾙについては、21年度入場者数が、前年度と比べ288人(838→1，126)、59人(197→256)それぞれ増加している。	有	3年	公募	無	別子山地区の外の公共施設との連携を図り、別子山地区の自然、歴史、文化等の普及に寄与し、更なる利用者のサービス向上を目指す。
						H22年度	3,479,000						
						差額	0						
	別子山市民グランド		2年	非公募	有限会社悠楽技	H21年度	1,433,000						
						H22年度	1,433,000						
						差額	0						
	別子山市民プール		2年	非公募	有限会社悠楽技	H21年度	市民グラウンドに含む						
						H22年度							
						差額							

（12施設）

前回からの変更箇所